

業務委託契約書（案）

- 1 業務名 沖縄県児童手当Webシステム構築業務
- 2 履行期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで
- 3 委託金額 金 円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、金 円）

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 4 契約保証金 金 円
（沖縄県財務規則101条に基づき決定）

上記委託業務について、委託者 沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従い誠実に委託業務を実施し、その成果を甲に引き渡すものとする。

(総則)

第1条 乙は、契約書に定めるほか、別紙「沖縄県児童手当Webシステム構築 仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の履行期限までに、頭書の委託業務(以下「業務」という。)を完了しなければならない。

(業務計画)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む業務計画書を契約締結の日からXX日以内に提出しなければならない。

- (1) 業務内容
- (2) 業務工程
- (3) 業務履行体制

(業務の実施場所)

第3条 乙の委託業務の実施場所は、甲が指定する場合を除き、乙の定める場所とする。ただし、甲の施設内においては、甲の指示に従うものとする。

(器材等費用)

第4条 委託業務の実施に必要な器材、移動等にかかる費用は、各々の発信により負担する通信費を除き、すべて乙の負担とする。

(権利義務等の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は成果品等(未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部を委託する場合において、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、成果品等(未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

3 前2項に拘わらず、本契約及び各個別契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。

- (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの。
- (2) 既に保有しているもの。
- (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。
- (4) 書面により開示を承諾されたもの。

4 乙は、業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

5 本条の規定はこの委託期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報の取り扱い)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(セキュリティポリシーの遵守)

第9条 乙は、契約の履行に際し、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び沖縄県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、業務に先立ち、責任者以下、従業員に対し情報セキュリティポリシーについて教育を実施し、その旨を甲に報告しなければならない。

(履行期限の延長)

第10条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、あらかじめその理由を明示した書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、乙の帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対して年3.7パーセントの割合で計算した額の損害金の支払を乙に請求することができる。

(業務の調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について、調査、報告を求め、又は必要な指示を出すことができる。

(委託業務内容の変更等)

第12条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間その他この契約の規定等を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(成果品の納入)

第13条 乙は、仕様書に定める成果品（関連する資料を含む。）について、その期限までに甲に納入し、その検査、確認を受けなければならない。

2 乙は、業務の完了にあたっては、速やかに最終成果品に業務完了届を添付して甲に納入すること。

3 成果品の納入場所は、沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県総務部職員厚生課とする。

4 乙の提出する成果品の内容に関し、検査、確認の結果、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し、不十分な部分の補正を求めることができる。この場合においては、乙は自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(契約不適合責任)

第14条 前条の検査完了後、甲に納入された成果物が、種類、品質又は数量に関して本契約の目的に適合しないこと（以下「契約不適合」という。又、バグ及びセキュリティホール、乙の責めに帰すべき仕様書との不一致を含む。）が判明した場合には、甲は乙に対して相当の間を定めて瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する契約不適合の修補に代えて又は修補するとともに、乙に対して当該契約不適合により生じた損害の賠償又は代金の減額を請求することができる。

3 第1項に規定する修補請求は、前条の検査完了から1年以内に甲から請求された場合に限るものとする。

4 第2項に規定する損害賠償請求又は代金減額請求は前条の検査完了から1年以内に限り

行使することができるものとする。

- 5 前第1項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りではない。

(委託料の支払)

第15条 乙は、第13条第1項の検査完了をもって、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 甲の責めの帰すべき事由により、前項の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく、政府の支払遅延に対する遅延利息2.6%を乗じて計算した額の損害金の支払を甲に請求することができる。

(所有権の移転および危険負担)

第16条 第13条の成果品の所有権は、第12条の検査完了をもって、乙から甲に移転するものとする。

- 2 前項の規定による所有権の移転前に生じた成果品の棄損または滅失等による損害は、全て乙の負担とする。ただし、当該損害が甲の故意または過失により生じた場合は、この限りではない。

(著作権等)

第17条 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下、同じ。)は、乙又は第三者が本件契約前から保有していた著作物の著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除き、甲に帰属する。

- 2 甲は、成果物を著作権法第47条の2に従い、自ら利用するために必要な範囲で複製及び翻案することができる。
- 3 乙は、成果物の著作権について甲及び甲により利用を認められたもの(以下、「甲等」という。)に対して、著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定される権利をいう。以下、同じ。)を一切行使しないものとする。
- 4 乙は、第三者をして、甲等に対して著作者人格権を行使させないものとする。
- 5 乙は、委託業務の遂行にあたり、第三者の著作権、工業所有権等その他の権利を侵害してはならない。
- 6 乙は、委託業務の遂行にあたり、第三者の著作権、工業所有権等その他の権利を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 7 乙は、委託業務の遂行にあたり、又は成果物に関し、第三者の著作権、工業所有権等その他の権利を侵害するものとして、当該第三者との間で紛争が生じた場合には、その責任においてこれを処理解決するものとする。ただし、当該権利侵害が甲の責めに帰すべき事由に基づく場合には、乙は紛争解決の責めを免れるものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
- (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (4) 情報セキュリティポリシーの遵守がなされていないと認められたとき。

- (5) この契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。
- (6) 前5号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店 若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約（一次又は二次下請以降の全ての下請契約をいう。以下この号において同じ。）、資材又は 原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約（下請けが数次にわたるときは全ての下請け人）、その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 3 甲は、前2項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（損害賠償）

第19条 乙は、この契約に定める義務を遂行するにあたって、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰す事由による場合はこの限りではない。

- 2 乙は、前条により甲が契約解除した場合に、甲に損害を与えたときは、委託金額を上限とし、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

（契約保証金）

第20条 乙は本契約の締結と同時に契約保証金を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 3 沖縄県財務規則第101条第2項に基づき、以下に該当する者については契約保証金を免除又は一部免除とする。
- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 3 契約保証金は、前条に定める損害賠償額の予定又はその一部を解釈しないものとする。

4 甲は、第12条の検査完了後、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に還付するものとする。

5 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。

(契約不能の場合の処理)

第21条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責に帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、委託料の支払いを免れるものとする。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第23条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(規定に定めのない事項)

第24条 この契約に定めのない事項または本契約に疑義を生じた場合は、甲乙双方が信義誠実の原則に従い、協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うにあたっては、個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外、利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の変換等)

第10 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若

しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による業務を行うにあたり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告を行うものとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。